

町の考え方を問う

一般質問

12月定例会では、福祉問題・観光問題など、町政全般へ6名11項目にわたり質問がありました。なお、質問者及び質問項目は、右の表のとおりです。

- 川端祥介 (P4)
 - ・箱根町の契約について
- 石川 栄 (P5)
 - ・高原ふれあい広場のトイレ設置及び県道75号の交通渋滞について
 - ・有害鳥獣対策について
- 村上東司 (P5)
 - ・観光振興施策について
- 山田和江 (P6)
 - ・国民健康保険料の引き下げについて
 - ・宮城野保育園の存続について
 - ・お年寄りのバス・電車代の負担軽減について
- 村野由紀子 (P6)
 - ・高齢者の介護と福祉について
 - ・箱根町の読書の推進について
- 遠藤秀則 (P7)
 - ・公共施設の配置について
 - ・宮城野地域活性化のための観光客誘致について

※上記の表による各議員の質問事項のうち、1項目について質問内容と町長の答弁を要約して掲載しています。

財務 箱根町の契約について

Q 次の点について伺う。
1 町が当事者となり契約している土地・建物の賃貸借契約、使用貸借契約やサービスマン等の提供を受ける委託契約、物品の借上げ契約の具体的な種類・件数・金額について

A 1点目について、契約件数や金額についてですが、平成20年度決算では、一般会計、特別会計を合わせて、入札等による工事関係が89件、金額は12億2,305万円、複写機やシステムの借上げが80件、金額は2億9,239万円、電気設備や施設の保守、庁舎、公衆トイレの清掃業務委託などが342件、金額は15億2,902万円の契約を行った。土地関係では、賃借料として154件、金額が

3 小田原箱根観光株式会社と町との地上権設定契約に至った経緯と内容について

1,175万円、貸家料が10件、金額が315万円となっている。これら土地建物関係の契約は、20年にわたる長いものもあるが、概ね3年程度の更新期間で契約更改している。

2点目について、新宿区の保養所であった「明星荘」の代から現供給元との契約が行われており、町が買収する際、温泉を引湯する権利も引き継いだ。買収後、一部改修を経て、昭和51年5月に「箱根町社会教育センター明星荘」として開設した。開設当初は1か月の温泉使用料は施設の維持管理を含めて3万5,000円、契約期間は10年間とし、満了時は協議のうえ更新できる内容である。

3点目について、ゴルフを通じて健全なスポーツ娯楽の振興を図ると共に小田原市と箱根町の観光施策に寄与することを目的として設立された同社へは、設立時に町から300万円の出資をした。契約までの経緯は、昭和35年9月に早川財産区及び大窪財産区、そして箱根町の共有名義である小田原市早川字畑ノ平について、同社と2,050年までの90年間にわたる地上権設定契約を締結したものである。この土地に係る当町の持ち分は1万分の1,982である。その後、早川及び大窪の両財産区が当該地を小田原市へ無償譲渡、移転登記をし、改めて小田原市が土地所有者となった。

現在の12万8,250円となっている。当センターとしても、利用者増を図るため、温泉を教材とした講座・教室開催に取り組んでいるが、利用が伸びないのが現状である。今後も、経費削減のため、近い将来の廃止へむけて供給元と交渉するとともに、契約内容についても契約期間を盛り込むなどの対応を図っていく。

本契約については、「当該業者が小田原市及び箱根町の観光施策に協力する意図を持って行う事業の公共性を認め、その事業の円滑な遂行を助長、促進するため」に無償で契約をしたものである。また、同社からは昭和36年から毎年箱根町へ寄付を行っており、平成20年度までで、4,716万2,000円となり、3,030万円を育英奨学金へ繰り入れている。



社会教育センター

- 地上権・工作物や竹木を所有するために、他人の土地を使用する権利
- 工作物：建物、橋、電柱、テレビ塔、トンネルなど